

同時発表：文部科学省、農林水産省、
関東地方整備局、鎌倉市

令和 8 年 9 月 30 日
都市局公園緑地・景観課

神奈川県鎌倉市の歴史まちづくり計画（第 2 期）を認定します ～ 2 期計画認定都市は 52 都市へ拡大～

鎌倉市の歴史まちづくり計画（第 2 期）について、歴史まちづくり法に基づき、9 月 30 日付けで主務大臣（文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣）が認定しました。（詳細は別紙参照）

※歴史まちづくり計画の正式名称：歴史的風致維持向上計画

※歴史まちづくり法の正式名称：地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律



若宮大路と二ノ鳥居



潮神楽（材木座海岸）

今回の認定により、歴史まちづくり計画認定 102 都市のうち、第 1 期計画を完了し、第 2 期計画の認定を受けた都市は 52 都市となります。（うち 1 都市は第 3 期計画を認定済み）

認定日：令和 8 年 9 月 30 日（水）

※歴史まちづくりとは

全国各地には、城や神社仏閣とその周辺の町家や武家屋敷等から成る市街地と、祭礼行事、民俗芸能、昔ながらの生業等の人々の伝統的な営みや活動とが一体となって、地域の個性とも言える歴史的な情緒や風情を醸し出すまちが多くあります。

これらを「歴史的風致」として地域固有の資産であると捉え、関係省庁が連携し、地域の活性化や歴史・伝統文化の保存・継承について、ハード・ソフト両面から支援しています。

【問い合わせ先】

●国土交通省 都市局 公園緑地・景観課

景観・歴史文化環境整備室 宇川、渡邊、間瀬

TEL：03-5253-8111（内線 32983、32986、32988）／03-5253-8954（直通）

●文化庁 文化資源政策・記念物課 才木、上垣、小川

TEL：075-451-4111（内線 9655、9668）／075-451-9668（直通）

●農林水産省 農村振興局 農村政策部 農村計画課 土地利用計画班

TEL：03-3502-8111（内線 5534）／03-3502-6004（直通）

かながわけんかまくらし

神奈川県鎌倉市における歴史的風致維持向上計画（第2期）の概要

○神奈川県鎌倉市の取組

（１）第1期計画の取組による成果

鎌倉市では、歴史的建造物の保存活用、周辺市街地の環境整備、自然的環境の保全、歴史的遺産の保存・公開活用、地域の伝統文化の継承を柱として、歴史的風致の維持・向上に取り組んできました。

これらの取組は、市民、関係団体、行政が連携して進められ、現在の鎌倉の歴史的風致の礎となっています。第1期計画においては、歴史的遺産の保存と活用、周辺環境の保全に取り組み、歴史的景観や文化財の適切な継承に向けた基盤整備が図られてきました。こうした取組は、現在の歴史まちづくりを支える重要な成果となっています。



史跡永福寺跡環境整備事業



鎌倉歴史文化交流館整備事業

（２）第2期計画の概要

第2期計画では、第1期計画で設定した6つの歴史的風致を深掘りし、新たに「鎌倉遊山にみる歴史的風致」を加えた「社寺における祭礼・行事や信仰」「海にまつわる活動」「若宮大路周辺における営み」「鎌倉遊山」「江ノ電」「別荘文化」「歴史的遺産と一体となった山稜の保全活動」の7つの歴史的風致を位置付けています。これらを維持・向上させるため、重点区域である「古都鎌倉区域」を約1,776haに拡大し、歴史的建造物の保存・活用、良好な景観の形成、自然的環境の保全、文化財の公開・活用、伝統文化の継承などを総合的に推進します。

また、文化財の修理・整備支援や歴史的建造物の活用促進、散策路や観光案内施設の整備、緑地保全、オーバーツーリズム対策、日本遺産事業、博物館事業、郷土文化の普及啓発など、多様な事業を展開することで、鎌倉らしい歴史的風致の維持・向上と持続可能なまちづくりを推進することとしています。



鎌倉を代表する洋館である旧華頂宮邸



七里ガ浜に沿って走る江ノ電